

登記所備付地図作成作業について

山形地方法務局

地図作成実施地区

山形地方法務局では、酒田市御成町、浜田一丁目、相生町一丁目、同二丁目の全域及び幸町一丁目、幸町二丁目の一部の地域において、次のとおり、登記所備付地図を作成することといたしました。

作業期間

令和5年9月から令和7年3月まで

地図を作成する理由

現在、法務局に備え付けられている当該地区の地図（公図）は、主に明治時代に作成されたものであるため、当時の測量技術の未熟さや、作成から長い年月を経たことが原因で、現地と地図が一致しない箇所が生じています。このため、土地・建物の売買などの不動産取引、あるいは不動産の登記申請等にご不便をおかけしています。

そこで、これらの問題を解決するため、土地の筆界（境界）を確認し、国家基準点に基づく最新の技術による測量を行うことで、現地と一致する精度の高い地図を作成するものです。

地図作成の効果

- ☆ 境界標が無くなるなどして土地の筆界が不明になっても、作成した地図に基づき測量を行うことによって、筆界を現地に復元することができます。
- ☆ 国家基準点に基づいた測量の成果により作成された地図は、土地の位置及び区画を特定することができるので、筆界に関する争いを未然に防ぐことにつながります。
- ☆ 調査・測量を行った結果、現地の地目や面積と、登記記録の内容が一致しない土地について、登記記録を修正します。
- ☆ 作成した地図は、「不動産登記法第14条第1項地図」として法務局に備え付けられ、閲覧や写しの請求が可能となります。

※ 詳しくは法務省ホームページ「登記所備付地図作成事業」で確認していただくことができます。

こちらのQRコードもご利用ください ▶▶



皆様にお願ひすること

- ☆ 土地の境界標等の位置について、事前に確認をお願いいたします。筆界について参考となる資料があれば、ご用意願ひます。
 - ☆ 立ち会っていただく日時を事前にお知らせしますので、土地の所有者（又は代理人）の方は、一筆地調査（立会い）にご協力ください。立会いは、令和6年5月頃から8月頃の期間において実施する予定です。
 - ☆ 境界杭などの標識は、測量の基礎となるものですから、破損したり動かしたりしないよう願ひます。
 - ☆ 測量などのために、皆様方の所有地に立ち入ることがありますのでご了承ください。
- ※一筆地調査（立会い）の結果、隣地との筆界が確認できなかった場合には「筆界未定地」となり、当該土地の地図は作成されません。地図作成作業完了後に筆界が確認された場合、地図訂正・地積更正等の登記手続の費用は個人負担となります。

測量の費用

- ☆ 測量に必要な経費の個人負担はありません。ただし、一筆地調査（立会い）の際に立ち会っていただくための交通費などの経費は、個人負担となります。

現地事務所の開設

- ☆ 山形地方法務局酒田支局内に現地事務所を開設し、法務局職員が常駐します。
- ☆ 開設期間は、令和6年4月中旬から12月中旬頃（土・日・祝日を除く、開所時間未定）の予定です。
- ☆ 電話番号等、詳細について決まり次第、別途お知らせいたします。

地図を作成する範囲

黄色線内にある土地が対象



(国土地理院G S I maps)

連絡先

【計画機関】

〒990-0041
山形市緑町一丁目5番48号

山形地方法務局登記部門（地図整備・筆界特定室）

電話 023-625-1358

【作業機関】

〒730-0046
広島県広島市中区昭和町9番21号

あおぞら土地家屋調査士法人

※ お問い合わせは山形地方法務局まで

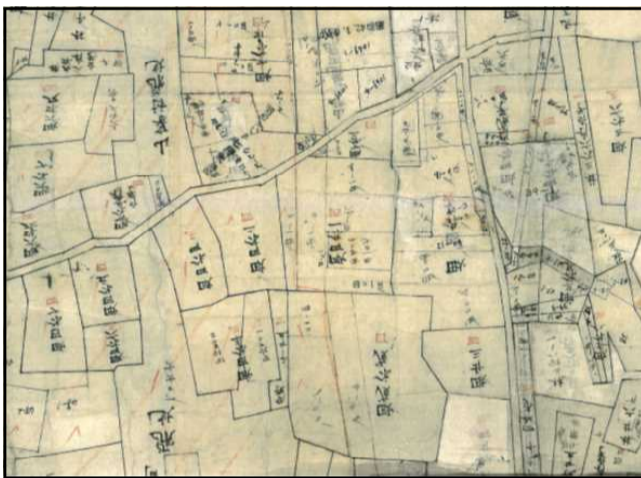
登記所備付地図とは

不動産登記とは、国民の大切な財産である不動産（土地や建物）の一つ一つについて、どこにあって、どれくらいの広さがある、どなたが持っているのかといった情報をコンピュータに記録することをいいます。この登記をすることによって、不動産に関する情報が公示されることから、国民の権利の保全が図られ、また不動産取引の安全と円滑化のためにも役立っています。

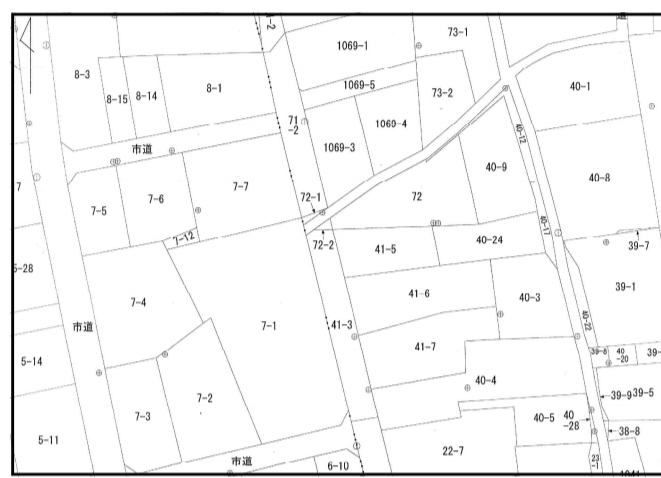
登記されている土地の、位置や範囲を明らかにするためには、正確な地図が必要となります。そこで、不動産登記法第14条第1項には「登記所には、現地を復元することができる精度の高い地図を備え付けるもの」と規定されています。

しかし、現実には、そのような精度の高い地図の備え付けが十分ではないため、法務局では、毎年、登記所備付地図の作成作業を実施しています。

『公図（地図に準ずる図面）』



『14条第1項地図』



作業スケジュール

①基準点設置（令和5年9月～10月）

測量の基礎となる基準点を設置します。

①基準点標識の例



②一筆地調査（立会い）（令和6年5月～8月）

土地所有者又は代理人の方に立ち会っていただき、一筆の土地ごとにその筆界や地番・地目を調査します。

※立会日時については、土地所有者の方へ通知書にてお知らせいたします（立会予定日の約2週間前を目安に郵送する予定です。）。

②一筆地調査の様子



③一筆地測量（令和6年6月～8月）

②の「一筆地調査（立会い）」で確認した筆界の位置について測量を行います。

③一筆地測量の様子



④面積計算・地図作成（令和6年7月～10月）

一筆ごとの面積を計算するとともに、土地の位置、形状を明確にした公共座標値を有する地図を作成します。また、一筆の土地ごとに地積測量図を作成します。

⑤縦覧（令和6年11月）

新しく作成した地図の原図及び調査結果（調査後の地目・面積等）を皆様に確認していただき、間違いがあれば申し出ていただきます。

⑥登記（令和7年2月～3月）

調査・測量の結果に基づいて、登記記録の地目や面積を登記官が職権により修正します。